

国立大学教員等の兼業制度概要

1 国立大学教員等の兼業

(1) 営利企業の役員兼業（国家公務員法第103条）

ア 原則として、一般職国家公務員は、営利企業の役員、顧問、評議員の職を兼ねたり、自ら営利企業を営んではならない。

人事院規則に定めるところにより、人事院の承認を得た場合には、役員兼業を行うことができる（承認権限を委任された学長等機関の長が承認する取扱い。）。

イ 役員兼業の実情

国立大学教員等の民間企業役員兼業については、国立大学における研究成果の事業化促進による産業競争力の強化や企業の適法適正な経営の規律付けの充実を図ること、また、大学の社会貢献や研究教育の活性化を図る目的から、次のものが承認されることとなった。

技術移転事業者（TLO）役員兼業（平成12年4月より）

研究成果活用企業役員兼業（平成12年4月より）

株式会社等の監査役兼業（平成12年4月より）

(2) 営利企業における役員以外の兼業及び公益法人等における兼業（国家公務員法第104条）

ア 一般職国家公務員が報酬を得て営利企業以外の事業の団体の役員の他、いかなる事業・事務に従事するにも、内閣総理大臣及び所轄庁の長の許可を要するとされている。

イ 兼業の実情

産学連携推進の観点から、次のものが許可されることとなった。

民間企業での研究開発及び技術指導への従事（平成9年4月より）

TLOが業務として行う他の企業に対する技術指導及び研究成果の発掘、評価、選別に関する業務への従事（平成12年4月より）

民間企業での経営及び法務に関する助言（平成14年4月より）

(3) 教育公務員特例法に規定する教育関連事業、事務の兼業（教育公務員特例法第21条）

ア 教育公務員について、教育に関する他の職を兼ねる他、教育に関する他の事業・事務に従事することができ、兼職等を行う場合には当該教員等の任命権者の承認が必要である。

イ 兼業の実情

公・私立学校、各種学校の非常勤講師、教育委員会の文化財保護審議会の委員等

2 兼業の共通的な許可・承認基準

- (1) 職務の遂行に支障がないこと。
- (2) その職員の占めている官職と当該営利企業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。
- (3) 公務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

3 勤務時間内兼業

- (1) 新技術，新産業の創出のための産学官連携への社会的な期待・要請が高まるにつれて勤務時間内の兼業活動にも社会の期待が高まってきたことを踏まえ，平成15年4月1日（監査役兼業については10月1日）から以下の場合には，一定の条件の下で勤務時間内にも兼業できることとなった。

- (2) 兼業の実情

営利企業の役員兼業

 T L O 役員兼業

 研究成果活用企業役員兼業

 株式会社等の監査役兼業

営利企業における役員以外の兼業

 機関が管理する国有特許（出願中のものを含む。）の実施のための契約に基づく実施企業に対する技術指導

 営利企業における研究開発（基礎研究，応用研究及び開発研究をいい，技術の開発を含む。以下同じ。）への従事又は研究開発に関する技術指導

 技術移転事業者が行う他の企業に対する技術指導への従事

 技術移転事業者が行う技術に関する研究成果の発掘，評価，選別に
 関する業務への従事

4 兼業の報酬額等について

- (1) 「労務に見合った財産的価値」とされている。

 なお，兼業先から得る報酬額の上限については，国家公務員の職務の中
 立性，公正性の確保という観点から一律具体の金額等を示すことは不可能
 であるが，労務に見合った財産的価値かどうかを審査する具体的な方法と
 しては，国立大学等機関内における兼業審査委員会などの合議体で，兼業
 先の企業等において適切な手続を踏んだ上で相当と判断された報酬額であ
 るかということを確認するといったものが考えられる。

- (2) 勤務時間内兼業を行った場合には，割かれた勤務時間について，給与は減額されることとなる。